

○大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略） （禁止地域等）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。</p> <p>二 十七（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第一条・第二条（略） （禁止地域等）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。</p> <p>二 十七（略）</p> <p>以下（略）</p>